

吉崎市新型コロナウイルス感染症対策（生活困窮）

新型コロナウイルス感染症の影響により生活が困窮している方へ（税などの納入期限の猶予・減免、生活資金の貸し付けなど）

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、離職や収入の減収等により生活が困窮している場合、税などの納入期限の猶予・減免や生活資金の貸し付けなどの制度等を受けられる場合があります。

詳しくは各担当課までお問い合わせください。

猶予・減免

制 度 名	担当課	対 象	制度内容	手続き	備考
市税・国民健康保険税の徴収猶予	担当課：税務課 電話：48-1118	新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方	要件：令和2年2月以降に収入が前年比20%以上減少している場合 対象：令和2年2月1日～令和3年1月31日までに納期限が到来する地方税 期間：各納期限から最大1年間の猶予 特例：無担保、延滞金なし	猶予申請書の提出をお願いします。 ◎添付書類 1.収入が前年比20%以上減少している事を示す書類（売上帳、現金出納帳、給与明細、預金通帳など） 2.収支状況書(今後の平均的な収入や支出の見込み) 3.財産目録(資産及び負債の状況)	※関係法案が国会で成立することが前提
国民健康保険税の減免	担当課：税務課 電話：48-1118	所得が前年と比べ1/2以上減少する見込みの方	前年所得額および所得の減少割合に応じて、所得割額を減額	減免申請書の提出をお願いします。	
国民健康保険医療費の一部負担金の徴収猶予、免除	担当課：保険課 電話：45-1157	国民健康保険の被保険者で一定の要件を満たす方	保険医療機関等の窓口で支払う一部負担金について、支払いが困難であると認められる場合、申請により徴収猶予又は免除することができる場合があります。 【徴収猶予】 期間：申請から6か月 【免除】 期間：申請から3か月以内（1か月ごとの更新）	吉崎市国民健康保険の一部負担金に関する免除等取扱要綱様式第1号「国民健康保険一部負担金免除等申請書」その他徴収猶予・免除の決定に必要な書類の提出が必要です。	
後期高齢者医療保険料の減免(徴収猶予)	担当課：保険課 電話：45-1157	後期高齢者医療の被保険者で新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な方	(徴収猶予・減免) 被保険者又は連帯納付義務者の収入が著しく減少 (徴収猶予) 納付することができないと認められる金額を限度として、6箇月以内の期間を限って、その徴収を猶予	申請書を長崎県後期高齢者医療広域連合長に提出 ・後期高齢者医療保険料徴収猶予申請書 ・後期高齢者医療保険料減免申請書	
後期高齢者医療費の一部負担金の減額、免除、徴収猶予	担当課：保険課 電話：45-1157	後期高齢者医療の被保険者で一定の要件を満たす方	保険医療機関等の窓口で支払う一部負担金について、長崎県後期高齢者医療広域連合において支払いが困難であると認められる場合、申請により徴収猶予、減額又は免除することができます。 【期間】 徴収猶予：申請から12か月間で6か月以内 減免：申請から12か月間で3か月以内（再度の申請で状況により更に3か月）	申請書を長崎県後期高齢者医療広域連合長に提出 「後期高齢者医療一部負担金減免等申請書」その他決定に必要な書類 詳細については、長崎県後期高齢者医療広域連合保険管理課にお問合せください。 電話：095-816-3930（代表）	
介護保険料の徴収猶予	担当課：保険課 電話：45-1157	第1号被保険者(65歳以上)で新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な方	・第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者の収入が著しく減少 ・納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限って徴収猶予することができる。	介護保険料徴収猶予・減免申請書(様式第23号)を市長に提出	
介護保険料の減免	担当課：保険課 電話：45-1157	第1号被保険者(65歳以上)で新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な方	第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者の収入が著しく減少	介護保険料徴収猶予・減免申請書(様式第23号)を市長に提出	

保育料（保育所・こども園）減免制度	担当課：こども家庭課 電話：48-1117	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活が困窮し納付が困難となった世帯	保育料を減額し、または免除することができる。	利用者負担額減免（免除）申請書の提出をお願いします。	
幼稚園預かり保育料の納付期限の猶予	担当課：教育総務課 電話：45-1202	新型コロナウイルス感染症の影響により、納付が困難な方	2カ月納付猶予	個別にご相談ください。その後申請書の提出をお願いします。	
市営住宅使用料徴収猶予・減免制度	担当課：建設課 電話：42-1112	市営住宅に入居中の方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が著しく減少し、支払いが困難になった入居者（吉岐市営住宅条例第19条に該当する場合）	減免又は徴収の猶予をすることができる。	家賃等減免申請書（様式第14号）、家賃等徴収猶予申請書（様式第15号）を市長に提出。併せて収入証明書、支出証拠書類等の必要書類の提出をお願いします。	
水道料金の支払い猶予	担当課：上下水道課 電話：42-1113	新型コロナウイルス感染症の影響により、納付が困難な方	水道使用料について、3カ月の徴収猶予を行います。	個別にご相談ください。その後水道料金等支払猶予申請書の提出をお願いします。	薬生水発0318第1号 令和2年3月18日付通知による。
下水道料金の支払い猶予	担当課：上下水道課 電話：42-1113	新型コロナウイルス感染症の影響により、納付が困難な方	下水道使用料について、3カ月の徴収猶予を行います	個別にご相談ください。その後水道料金等支払猶予申請書の提出をお願いします。	薬生水発0318第1号 令和2年3月18日付通知による。

貸付

制度名	担当課	対象	制度内容	手続き	備考
生活福祉資金貸付制度	担当課：吉岐市生活相談支援センター（吉岐市社会福祉協議会） 電話：45-0048	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	貸付上限：月20万円以内 据置期間：1年以内 償還期限：10年以内 貸付利子：無利子	吉岐市社会福祉協議会窓口にて申請をお願いします。	
母子父子寡婦福祉資金貸付金の支払い猶予	担当課：こども家庭課 電話：48-1117	収入が激減し、支払期日の償還を行うことが著しく困難となった方	申請のあった月の翌月から最長1年間支払猶予します。（滞納が無い方に限る）	支払猶予申請書（就労収入減となったことがわかる給与明細添付）を提出	

その他

制度名	担当課	対象	制度内容	手続き	備考
就学援助費の支給	担当課：教育総務課 電話：45-1202	新型コロナウイルス感染症の影響により、市税・国民健康保険税等の減免・徴収猶予を受け、要保護者に準ずる程度に困窮していると認定された者	小・中学校に在学している児童・生徒の学用品費、医療費・給食費・修学旅行費の一部を援助する。	各小・中学校を通して申請書の提出をお願いします。	
雇用調整助成金の特例措置	担当課：商工振興課 電話：48-1135	都合により職員を休ませる事業主	休ませる職員に対して雇用を継続し、かつ賃金を支払う場合、その賃金に対して国・県・市が補助を行う	ハローワークにて手続き	